

規制の事前評価書（簡素化 A）

法令案の名称：計量法施行令等の一部を改正する政令案
規制の名称：自動はかり3器種の使用の制限の見直し
規制の区分：☐新設 ☐拡充 ☒緩和 ☐廃止
担当部局：経済産業省イノベーション・環境局計量行政室
評価実施時期：令和7年6月

- ★ 本様式を利用するに当たり、下記表に掲げる i 又は ii のいずれの要件に該当するか、番号を記載してください。
また、当該要件を満たしていると判断される理由を記載してください。

(該当要件)

ii

(該当理由)

- ・ 規制の緩和による特段の負担は発生しないため。

表：規制の事前評価書（簡素化）の適用要件

NO	該当要件
i	規制の新設・拡充措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満、かつ、個々の規制対象者の遵守費用が 1 回当たり1万円未満と推計※されるもの(様式2—①) ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10 年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。
ii	規制の緩和・廃止措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満と推計されるもの(様式2—①)

1 規制の必要性・有効性

【緩和・廃止】

<法令案の要旨>

- ・計量法施行令第2条に定める特定計量器のうち質量計に分類される「自動はかり3器種（ホッパースケール、充填用自動はかり、コンベヤスケール）」について、計量法の検定制度に係らしめることが適切かどうか、ユーザー事業者及びメーカー事業者に対してアンケート及びヒアリングによる調査を実施した結果、下記の事情により、検定制度に係らしめることが困難又はかえって計量精度を損ないかねないことが明らかになったため、自動はかり3器種を検定対象から除外する。

<規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因>

- ・平成28年11月の計量行政審議会答申において「国際的な規制の動向も踏まえつつ、今後、取引・証明において使用されることが多くなると見込まれる自動はかりの適正計量を確保する観点から、自動はかりの特定計量器への追加、検定方法の整備等の所要の見直しを実施すること」とされたことを踏まえ、平成29年の計量法施行令の改正により、自動はかりを特定計量器に追加した。
- ・自動はかり3器種については、当初、使用の制限の開始日を令和5年4月としていたところ、①「取引又は証明への使用率が低い」、②「民間事業者の指定検定機関の申請意向が低い」、③「型式承認になじむ器種の生産が進んでいない」といった事情を受け、令和4年の計量法施行令の改正により、使用の制限の開始日を5年延期し、令和10年4月から開始することとした。
- ・その際、延期した5年間のうちに、技術基準の見直しを行うとともに、ユーザーの使用実態や製造事業者の指定検定機関への申請の意向を調査し、（i）使用の制限の適用が可能なものについては予定どおり開始し、（ii）使用の制限の適用が困難な状況が継続しているものについては検定対象からの除外又は改めて使用の制限の開始日を延期する等の方針を検討していくこととした。
- ・上記を受け、令和6年度に改めて使用実態及び製造実態の調査を行ったところ、①～③の事情は変わらず、更に検定実施にあたって危険が生じるおそれのあるものや検定対象とすることでかえって計量精度を損なうおそれがあるものの存在が確認された。
- ・また、3器種については一品一様の製品が多く、型式承認になじむような器種の生産は一向に進んでいないこと、また、計量器メーカーに閉じず、製造ラインに合わせて設計されるものも多いことから、検定実施者が現場でどのような器種にも対応して検定を行うことができるような一律の技術基準を検討することは困難である。よって、一律に検定対象から除外することが適当である。

<必要となる規制緩和・廃止の内容>

- ・自動はかり3器種（ホッパースケール、充填用自動はかり、コンベヤスケール）を計量法の検定対象から除外することとする。

2 効果（課題の解消・予防）の把握

【緩和・廃止】

- ・構造検定（型式承認）、器差検定を受ける必要がなくなるため、検定に係る費用が不要となる。
- ・（大型の自動はかりの検定を実施するには、ライン又は工場全体の操業を停止する必要があるが）検定のために操業停止する必要性が無くなる。

- ・製造事業者が、使用事業者のニーズに合わせてオーダーメイド式の製品を製造することが可能となる。

3 負担の把握

【緩和・廃止】

<規制緩和・廃止により顕在化する負担>

- ・事業者において、今般の規制緩和による負担は想定されない。

<行政費用>

- ・今般の規制緩和に関する周知・広報を行うに当たっては、自治体及び計量業界団体等を通じて行うことや省のHPへの掲載等により、十分周知が可能なため、特段の行政費用は発生しない。

4 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

■意見聴取した ☐意見聴取しなかった

(意見聴取しなかった理由)

- ☐ 具体の規制内容は下位法令に委任するため、意見聴取する中身がない
- ☐ 遵守費用が発生せず、意見聴取する理由がない
- ☐ 参加者の抽出又は参集が困難なため、別途、アンケート調査を行っている
- ☐ 他の府省で、別途、関連する意見聴取を行っており、それを参考に行っている
- ☐ その他
(具体の理由：)

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

- ・業界団体（自動はかりの製造事業者）に対して、今般の規制緩和について説明を行ったところ、特段の反対意見は出されなかった。

<関連する会合の名称、開催日>

<関連する会合の議事録の公表>

5 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

<見直し条項がある法令案>

- ・無し

<上記以外の法令案>

- ・ 今般の規制緩和については、施行から 5 年以内に事後評価を実施することを想定している。